

還付のための確定申告は1月から税務署で受付けています

所得税の還付申告はお早めに！

～確定申告をしなくてよい場合でも、次のような方は

還付を受けるための確定申告書を提出することができます～

- ◆源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない方
- ◆給与所得や退職所得のある方で、雑損控除・医療費控除・寄付金控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ◆給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方
- ◆予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

還付申告をしたい方は1月から確定申告書を提出することができます。

確定申告の期間（2月17日から3月17日まで）は申告会場が大変混雑しますので、お早めに郵送などにより提出をお願いします。

なお、2月16日以前は市町村役場では申告書の受付を行っておりませんのでご注意ください。

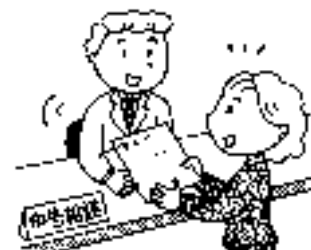
また、関東信越税理士会諏訪支部では、下記の会場で無料還付申告相談を行っております。

お早めに還付申告の手続きをされることをお勧めします。

『混雑する申告時期前に還付申告相談を！』

無料還付申告相談

| 相談会場 | 相談日程 (土・日曜、祝日は閉館) | 受付時間 (12:00～13:00は昼休み時間) |
|--------|----------------------|-----------------------------|
| 岡谷市民会館 | 2月3日(月)～2月14日(金) | 午前10時～午後3時 |



確定申告書の提出先

諏訪税務署 総務課

〒392-8610 諏訪市清水2丁目5番22号

☆ご自分で記入した申告書は郵送で税務署へ提出できます！



問合せ

諏訪税務署 個人課税部門 ☎57-5211【直通】

健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険税条例を改正しました

平成15年度分の国民健康保険税から、所得割額の算定の際の所得控除が次のとおりとなります。

- ①公的年金等の特別控除（17万円）が廃止されます。
- ②給与所得の特別控除（給与所得の収入金額の100分の5の金額（上限2万円））が廃止されます。
- ③青色事業専従者給与、事業専従者控除が適用となります。
- ④長期譲渡所得等の特別控除が適用となります。

～介護保険と所得控除について～

医療費控除

介護保険のサービス利用料のうち、医療費控除の対象となるものは次の場合です。

○在宅サービス

- (1) ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション
⑤短期入所療養介護の医療系サービスを利用した場合の自己負担額
- (2) 上記の①～⑤までのいずれかのサービスとあわせて、⑥訪問介護（家事援助中心型を除く）
⑦訪問入浴介護 ⑧通所介護 ⑨短期入所生活介護を利用した場合の自己負担額

○施設サービス

- (1) **介護老人福祉施設** 介護費用に係る自己負担額と食費の自己負担額の合計額の2分の1
- (2) **介護老人保健施設・介護療養型医療施設** 介護費用に係る自己負担額と食費の自己負担額

○おむつ代の医療費控除の取り扱いが一部変わります

おむつ代を医療費控除の対象にするには、「おむつ使用証明書」を医師から発行してもらう必要がありましたが、介護認定を受けている方で次の①、②の両方に当てはまる場合は、従来の「おむつ使用証明書」に代えて「おむつ代医療費控除証明書」を介護福祉課窓口で発行できる場合があります。

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である
- ②介護保険の要介護認定の際に用いる主治医意見書により、寝たきりで尿失禁の状態であることが確認できる

どちらかに当てはまらない場合は、従来どおり医師から「おむつ使用証明書」を発行してもらうこととなります。「おむつ代医療費控除証明書」交付について詳しくは**介護福祉課**（内線1286・E-mail: kaigo@city.okaya.nagano.jp）までお問い合わせください。



障害者控除

介護保険の認定の基準と税の障害者控除の基準が異なっているため、介護保険の認定を受けただけでは、税の障害者控除を受けることはできません。

介護認定を受けた65歳以上の方が**税の障害者控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」が必要となります。**

申請いただくと調査等実施し、対象となる場合には「障害者控除対象者認定書」を交付します。

なお、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方、寝たきりの場合などは「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要はありません。「障害者控除対象者認定書」の交付について、詳しくは**社会福祉課**（内線1254・E-mail: sf@city.okaya.nagano.jp）までお問い合わせください。



社会保険料控除

1年間お支払いただいた介護保険料も、次のとおり社会保険料控除の対象となります。

- (1) **普通徴収の場合** 1月～12月までに実際に支払った金額
本人または家族のうち実際に負担されている方の税の申告時、控除対象とすることができます。
- (2) **特別徴収の場合** 2・4・6・8・10・12月に年金天引きされた合計額
年金受給者本人の税の申告時のみ、控除対象とすることができます。



なお、介護保険料の納付額が不明の方は、**介護福祉課**（内線1283・E-mail: kaigo@city.okaya.nagano.jp）までお問い合わせください。

次回の介護保険証交付説明会……日時：2月7日（金） 午前10時～ 場所：保健センター1階研修室